



恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画 (原案)

〈計画期間〉

平成28年度～平成32年度

平成27年 9 月

恵 庭 市

恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会

目 次

はじめに	2
第1章 計画の策定にあたって	3
第2章 犯罪及び交通事故等の現状	
1 犯罪件数	3
2 不審者情報件数	4
3 交通事故件数	4
4 特殊詐欺被害件数	5
5 消費生活相談件数	6
第3章 計画の基本的な考え方	7
第4章 計画の基本目標	7
第5章 それぞれの役割	
1 市民の役割	7
2 地域活動団体の役割	7
3 事業者等の役割	8
4 市の役割	8
第6章 計画の基本施策	
1 推進体制の整備	8
2 情報の収集及び提供	8
3 児童等の安全の確保	9
4 高齢者及び障がい者の安全の確保	9
5 消費者被害の防止	10
6 犯罪被害者等への支援	10
7 生活環境の整備	10
8 安全教育の充実	10
第7章 計画の推進	
1 実行委員会の運営	11
2 庁内推進体制の整備	11
3 計画の見直し	11
資料	
恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例	12
恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会設置要綱	14
恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会委員名簿	15

□ はじめに

犯罪や交通事故のない、安全に安心して暮らせる地域社会の実現は、恵庭市民すべての願いであり、豊かな市民生活及び社会経済発展の基盤となるものです。しかし、近年の急激な社会環境の変化に伴い、市民の価値観や生活観が多様化する中、災害や事故の多発化、そして情報セキュリティ問題など、市民の日常生活を脅かす要素が広がってきております。

特に「犯罪」に関しては、近年市内の刑法犯罪の発生件数は、市民の協力と関係機関の努力により年々減少傾向にあるものの、最近では車上ねらいや自転車盗、タイヤ盗などの街頭犯罪が増加しているとともに、子どもたちに対する不審者からの声かけなども後を絶たず、高齢者の資産を狙った「悪質商法」や「振り込め詐欺」などの「特殊詐欺」による新たな被害も手口が巧妙化し増加しております。

また、「交通事故」に関しては、市民が主体となった交通安全啓発活動により、恵庭市内での交通事故発生件数、負傷者数とも近年は減少傾向にありますが、交通事故による犠牲者は発生し続けており、全道では飲酒運転による重大な事故が後を絶たず、また児童や高齢者が交通事故被害に遭い、尊い命を失うなど、交通事故情勢も依然として厳しい状況にあります。

恵庭市では、これまで昭和37年に「交通安全確保に関する宣言」、また平成4年に「防犯都市宣言」を議会で決議、さらには「第4期恵庭市総合計画」でも、基本目標を「生活環境が整い安全安心でゆとりあるまちづくり」とし、その中で「防犯」と「交通安全」に関する主要施策として「防犯意識の高揚」「防犯体制の強化」「交通安全活動の推進」「交通安全対策の充実」を掲げ、犯罪及び交通事故の抑止に努めてきました。

このような状況において、恵庭市では、市民生活における「安全」「安心」についての基本姿勢を明確にし、地域コミュニティの社会的な醸成を図るとともに、地域の自主的な活動を促進、さらには市民の安全意識の高揚を図ることを目的とした「恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例」を制定し、平成21年12月29日に施行し、平成23年度から平成27年度までの恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画を策定しました。

その後、この計画をさらに推進するために「恵庭市暴力団排除条例」を制定し平成27年4月1日に施行しました。

この計画は、前計画期間が平成27年度をもって終了することから、前計画を基本としつつ犯罪情勢や社会情勢の変化を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となり、協働して「安全で安心なまちづくり」を目指し、効果的な施策を継続的に実施することを目的として策定するものであります。

第1章 計画の策定にあたって

この計画は、「恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例」第8条第2項の規定に基づき、地域における安全意識の高揚、自主的な活動の促進及び生活環境の整備を図り、市民が安全で安心して暮らし、又は滞在することができる地域社会を実現するための具体的な施策を効果的に実施するため策定したものであり、この計画を基に、市民、地域活動団体、事業者等、市及び関係行政機関と協働して各種施策を実施するものとします。

なお、「交通安全」に関しては、恵庭市では昭和46年より「恵庭市交通安全計画」を5年ごとに策定しており、その計画に基づき、各種交通安全対策を講じております。

また、災害、建築物及び環境保全などの「安全・安心」に関する内容については、個別の法令や条例などにより体系化された施策による推進が図られていることを踏まえ、それを基に推進していくこととします。

この計画の計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5ヶ年を原則としますが、計画期間の途中でも、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

第2章 犯罪及び交通事故等の現状と課題

1 犯罪件数

恵庭市における刑法犯罪の件数は、関係機関や防犯関係団体の努力により、近年減少傾向が見られますが、自転車盗やタイヤ盗、車上ねらいなどの私達の身近なところで犯罪が多く発生しており取り組む課題は多くあります。

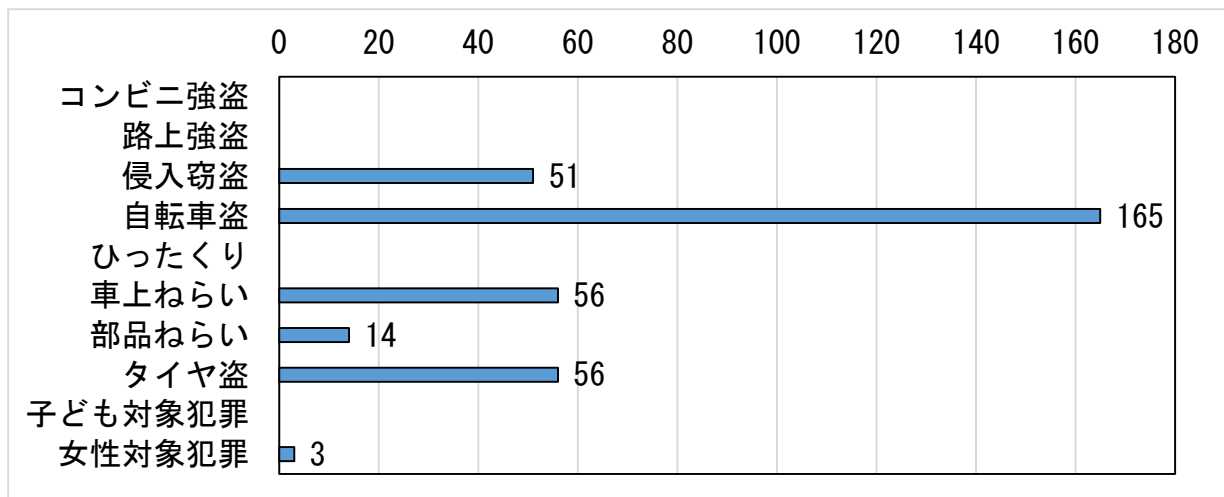
恵庭市の犯罪発生件数

資料：北海道警察

	刑法犯 総数	刑法犯内訳						重要 犯罪	重要 窃盗犯
		凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他		
H22	733	5	14	616	11	6	81	10	66
H23	745	2	16	640	13	4	70	5	43
H24	615	2	17	512	18	8	58	8	40
H25	663	2	23	510	14	17	97	5	46
H26	652	1	20	449	25	38	119	4	55

※重要犯罪～殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買、強制わいせつ

※重要窃盗～侵入盗、自動車盗、ひったくり、すり



※平成27年から特殊詐欺も重点犯罪に指定されています。

2 不審者情報件数

不審者については、警察による取締りと合わせ、恵庭市も学校周辺及び不審者発生多発地区を継続的に巡回するとともに、緊急避難場所としての「こどもセーフティハウス（あなたを守る110番の家）」の協力依頼や指定店の活動指導を継続し、各地区防犯協会や保護者、教職員が連携を強め、登下校時を重点とした見守り活動が効果を発揮します。



恵庭市における不審者・変質者との遭遇状況 資料：恵庭市教育委員会

	声かけ	追 尾	写真撮影	わいせつ	痴 漢	その他	合 計
平成22年度	11	8	8	11	2	1	41
平成23年度	10	8	5	9	6	2	40
平成24年度	6	8	8	12		1	35
平成25年度	6	3	4	8	4	2	27
平成26年度	14	6	2	11		9	42

※ 数値は恵庭市教育委員会に報告のあった件数のみを記載

3 交通事故件数

交通事故については年々発生件数や負傷者数は減少していますが、高齢化率の増加とともに、全国的にも交通事故死者数に占める高齢者の割合は年々高くなっています。関係機関・団体と連携して、交通安全運動や交通安全教室など、幼児から高齢者までの交通安全に対する意識の向上が必要です。

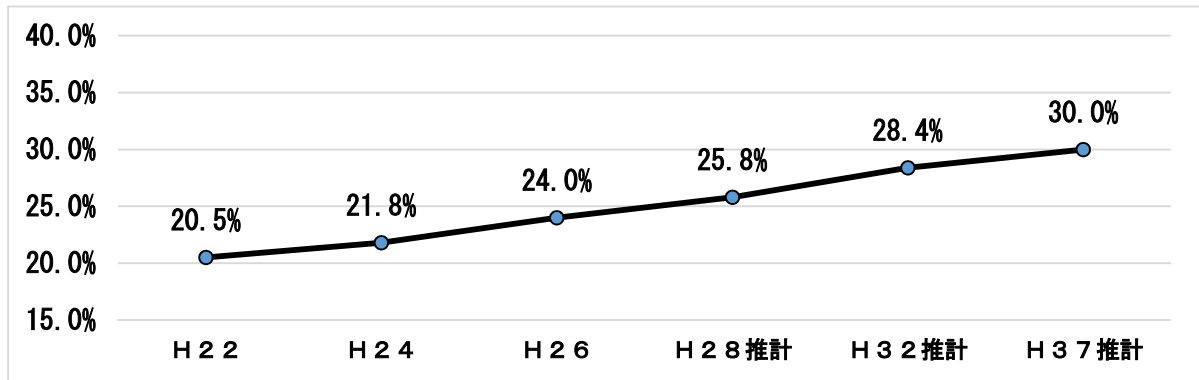
恵庭市における交通事故（人身事故）発生状況

資料：千歳警察署

	発生件数	死亡者数	負傷者数
平成22年	177	2	230
平成23年	152	2	179
平成24年	148	0	182
平成25年	136	3	156
平成26年	126	2	138

(参考) 恵庭市の高齢化率の推移 (各年10月1日時点)

資料：恵庭市高齢者保健福祉計画・恵庭市介護保険事業計画



※高齢化率とは「65歳以上人口が総人口に占める割合」であり、恵庭市の高齢化率は道内179市町村中170位台を推移しています。

4 特殊詐欺被害件数

恵庭市における特殊詐欺の被害は従来の振り込み詐欺（オレオレ詐欺・還付金詐欺等）などのほか、近年においては、ギャンブル必勝情報提供や金融商品などの取引を名目とした新たな特殊詐欺が発生し、発生件数や被害額が増加しております。防犯講話等での情報提供や金融機関等と連携した継続的な注意喚起が必要です。

恵庭市での特殊詐欺発生状況 資料：千歳警察署

	発生件数	被害金額 (千円)
平成22年	1	68
平成23年	1	400
平成24年	7	14,510
平成25年	5	17,830
平成26年	6	45,063



平成26年内訳

資料：千歳警察署

	振り込み詐欺				金融商品等取引名目下詐欺	異性との交際あつせん名目下詐欺	ギャンブル必勝法情報提供名目下詐欺	その他	合計
	オレオレ詐欺	架空請求詐欺	融資保証金詐欺	還付金等詐欺					
発生件数	1	4			1				6
被害金額 (千円)	2,700	40,363			2,000				45,063

(参考) 道内全体の特殊詐欺の発生状況は、平成26年と平成27年を比較すると、件数、被害額ともに増加しています。

道内での特殊詐欺発生状況 (7月末現在)

資料：北海道警察

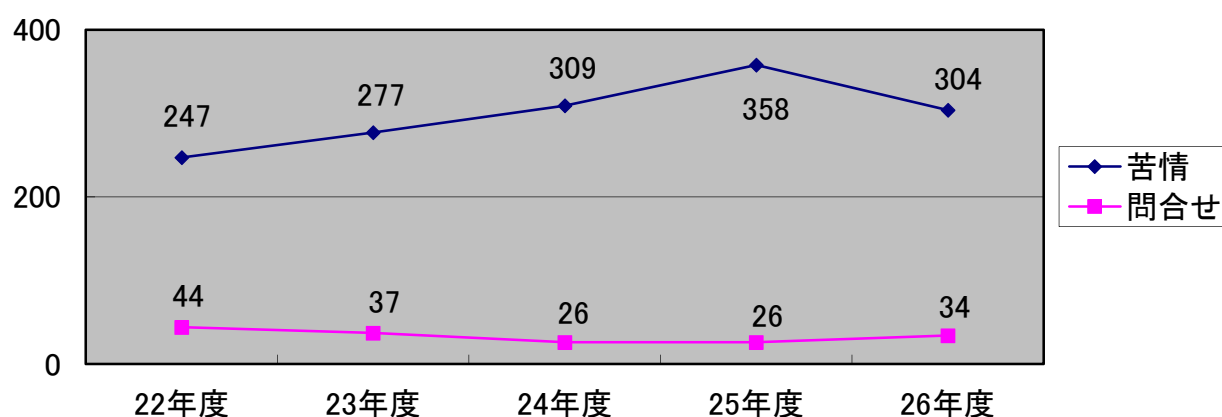
	平成27年	平成26年	増減
認知件数	175	123	52
被害総額 (円)	667,528,126	548,963,583	118,564,543

5 消費生活相談件数

新たな商品や役務の提供など、消費生活の質や豊かさが向上した一方で、取引方法が複雑化・多様化し、消費者の知識・経験不足につけ込んだ様々な不当請求や悪質商法による被害が全国的にも発生しています。恵庭市では、消費生活に関する市民の相談に応じるため「消費生活相談窓口」を開設し、相談業務を恵庭消費者協会に委託し実施しております。相談内容は複雑多岐にわたっており、消費者被害に対する未然防止対策が必要です。

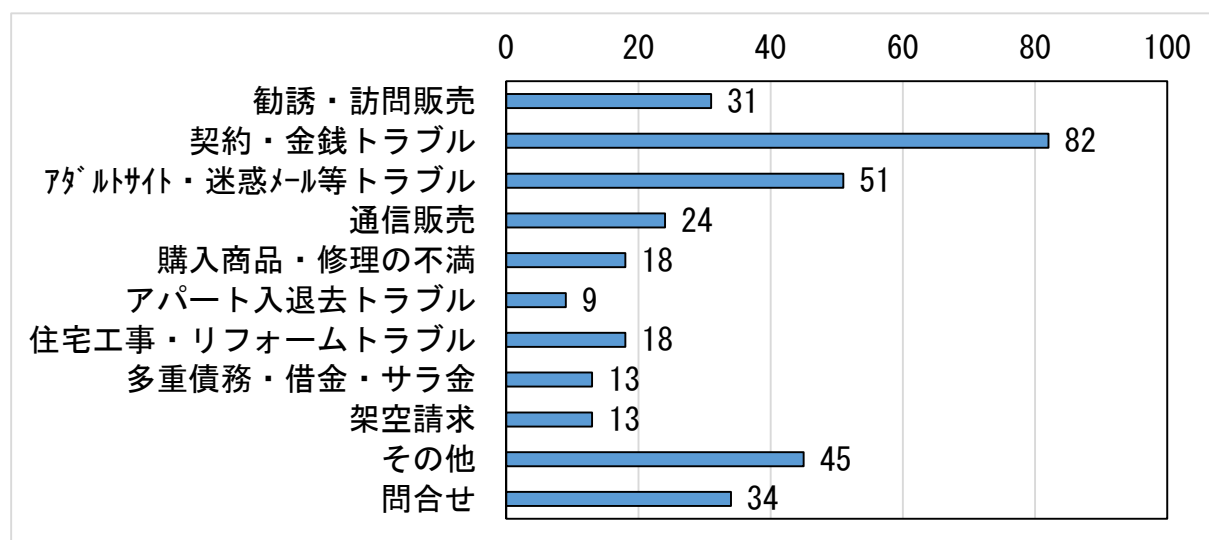
恵庭市での消費生活相談件数

資料：恵庭市



平成26年度 消費生活相談（338件）内訳

資料：恵庭市



第3章 計画の基本的な考え方

「安全で安心なまちづくり」は、地域の安全は地域で守るという意識のもと、犯罪及び交通事故を未然に防ぎ、安全で安心して暮らすことができる地域社会を築くために、市民等及び市がそれぞれの役割を果たしながら協働して、一体となって推進することが必要です。

よって、この計画の推進にあたっては、「恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例」に基づき、地域における安全意識の高揚、自主的な活動の促進及び生活環境の整備を図るよう進めます。

第4章 計画の基本目標

〈犯罪と交通事故のない安全に安心して暮らせる恵庭市〉

～犯罪、消費者被害及び交通事故の抑止～

【主な目標】○街頭犯罪件数、人身交通事故件数の減少

○特殊詐欺被害、交通死亡事故ゼロ

第5章 それぞれの役割

「安全で安心なまちづくり」を進めるためには、市民、地域活動団体、事業者等及び市が、それぞれの役割を明らかにし、責任を持って取り組むことが必要です。

1 市民の役割

市民は、「安全で安心なまちづくり」について理解を深め、日常生活における安全の確保に積極的に努めるとともに、自ら規範意識を高め、「安全で安心なまちづくり」を推進するよう努め、市が実施する施策に参加及び協力するよう努めます。また、自動車及び自転車等（以下「車両」という。）を運転するときは、交通法規を守り、歩行者及び他の車両の通行に注意して安全運転に努めるとともに、徒歩により道路を通行するときは、交通法規を守り、交通事故を発生させないよう努めます。

2 地域活動団体の役割

地域活動団体は、地域の安全に関する事業に積極的に取り組むとともに、市及び関係行政機関と連携して、「安全で安心なまちづくり」を推進するよう努め、市が実施する施策に参加及び協力するよう努めます。

- 【主な団体】○恵庭市防犯協会連合会
○恵庭市交通安全運動推進委員会
○恵庭市暴力追放運動推進協議会
○恵庭消費者協会

3 事業者等の役割

事業者等は、「安全で安心なまちづくり」について理解を深め、事業活動においては地域社会の一員として安全の確保に努めるとともに、「安全で安心なまちづくり」を推進するよう努め、市が実施する施策に参加及び協力するよう努めます。また、車両の点検及び整備を実施するとともに、交通法規の遵守を徹底し、安全運転の確保に努めます。

- 【主な取組】○安全運転管理の徹底
○車両による防犯・交通安全パトロール及び児童・生徒の見守り
○暴力団の威力を利用する行為や利益供与をしない

4 市の役割

市は、「安全で安心なまちづくり」の推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施することにより、市民等と協働して「安全で安心なまちづくり」を推進します。そのため、関係行政機関と緊密な連携を図るとともに、市民等が行う自主的な活動を促進するために必要な支援を行います。

- 【主な取組】○自主的な活動を行う団体に対する啓発物品の斡旋
○講習会における講師派遣等
○公共事業等や公の施設から暴力団の排除

第6章 計画の基本施策

1 推進体制の整備（条例第8条関係）

市は、「安全で安心なまちづくり」を総合的かつ効果的に推進するため、必要な事項について協議する「恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会」を設置し、市民等及び関係行政機関と協働して必要な体制を整備します。

2 情報の収集及び提供（条例第9条関係）

市は、「安全で安心なまちづくり」を適切かつ効果的に推進できるよう必要な情報を収集し、その情報を広報誌及びホームページ等により提供するなど、市民等への広報活動及び啓発活動を実施します。また、緊急を要する情報については、速やかに市民等に周知できるよう、関係行政機関と連携して取り組みます。

- 【主な取組】○広報誌、恵庭市ホームページ及び千歳警察署ホームページ、コミュニティFM放送、メール配信サービスでの情報提供及び啓発

- 交通安全指導車、防犯・暴力追放広報車による広報啓発
- 防犯・交通安全教室等による啓発
- 地域安全運動・交通安全運動期間中における広報啓発活動
- 青色回転灯防犯パトロール・交通事故抑止パトライト作戦



交通事故抑止パトライト

3 児童等の安全の確保（条例第10条関係）

市は、学校等及び市民等と協働して、通学路及び公園等の施設において、必要に応じ関係行政機関と連携を図り、児童等の安全の確保に努めます。

- 【主な取組】
- 町内会・自治会による登下校時の街頭指導
 - PTA・町内会による学校周辺及び通学路の巡回
 - 学校等、関係機関への情報提供
 - 警察による防犯教室

4 高齢者及び障がい者の安全の確保（条例第11条関係）

市は、市民等と協働して、高齢者及び障がい者が犯罪及び交通事故に遭わないよう、安全の確保に努めます。

- 【主な取組】
- 老人クラブでの啓発
 - 独居老人宅への訪問啓発
 - 障がい者への安全対策の実施



老人クラブ交通安全教室

5 消費者被害の防止（条例第12条関係）

市は、地域活動団体及び関係行政機関と連携して、市民が消費者被害に遭わないよう、必要な啓発活動を実施するとともに、相談体制の充実に努めます。

- 【主な取組】
- 消費生活相談の実施
 - 出前講座の実施
 - 広報車による街頭広報
 - 消費生活展や店舗前での啓発チラシ配布

6 犯罪被害者等への支援（条例第13条関係）

市は、関係行政機関（千歳警察署など）及び犯罪被害者等を支援する団体と連携して、犯罪被害者等からの相談に応じるとともに、情報の提供など必要な支援に努めます。

- 【主な取組】
- 犯罪被害者相談窓口の設置

7 生活環境の整備（条例第14条関係）

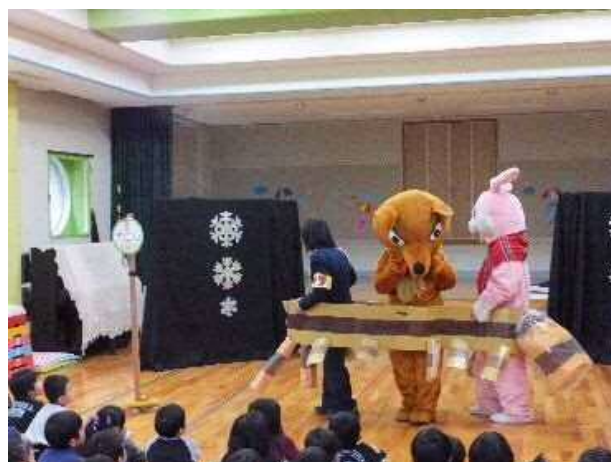
市は、犯罪及び交通事故を防止するため、防犯施設及び交通安全施設の整備に努めます。

- 【主な取組】
- 防犯灯の設置・更新
 - 防犯カメラの設置検討
 - 防犯性の高い鍵への交換
 - 信号機・標識などの設置要望
 - 街路灯・ガードレールなど道路施設の設置・点検

8 安全教育の充実（条例第15条関係）

市は、市民等と協働して、市民が正しい規範意識を持ち、安全な行動を実践し、犯罪及び交通事故に遭わないよう、安全教育の充実に努めます。

- 【主な取組】
- 交通安全児童指導員による幼稚園・保育園での「こぐまクラブ」の実施
 - 街頭での実地指導
 - 町内会・自治会の防犯・交通安全担当者への研修会
 - 学校・老人クラブなどにおける防犯、交通安全教室
 - 交通公園を利用した実践的な交通安全教育
 - 自転車安全運転啓発



こぐまクラブによる交通安全教育

第7章 計画の推進

市は、「安全で安心なまちづくり」を総合的かつ効果的に推進するため、必要な事項について協議する「恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会」を設置し、市民等及び関係行政機関と協働して計画を推進します。この計画は、「安全で安心なまちづくり」を推進するにあたり、市民等及び関係行政機関と協働して実施します。

1 実行委員会の運営

この計画を実施するにあたっては、北海道警察や関係団体、公募市民からなる「恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会」において、計画に基づき必要な対策を講じます。また、実行委員会では、施策に関する意見交換や進捗状況についての検証等を行いながら、計画に基づく施策を総合的に推進していきます。

2 庁内推進体制の整備

この計画を実施するにあたっては、市関係部署が連携を図り、一体となって「安全で安心なまちづくり」に関する施策を展開していきます。

3 計画の見直し

この計画については、今後の社会情勢に応じて適宜見直すこととし、より効果的な施策を展開していきます。

□ 資料

恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、防犯及び交通安全の推進による安全で安心なまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）に関し基本理念を定め、市民、地域活動団体、事業者等及び市の役割を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、地域における安全意識の高揚、自主的な活動の促進及び生活環境の整備を図り、もって市民が安全で安心して暮らし、又は滞在することができる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者及び勤務又は通学する者若しくは滞在する者をいう。
- (2) 地域活動団体 市内において自主的に防犯及び交通安全活動を行う市民団体並びに町内会及び自治会をいう。
- (3) 事業者等 市内において事業活動を行う者及び市内に土地、建築物その他工作物を所有し、又は管理する者をいう。
- (4) 市民等 市民、地域活動団体及び事業者等をいう。
- (5) 関係行政機関 恵庭市を管轄する警察署及びその他の行政機関をいう。
- (6) 学校等 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学及び専門学校をいう。
- (7) 児童等 学校等に通学又は通園する児童、生徒、学生及び幼児をいう。
- (8) 犯罪被害者等 犯罪及び交通事故により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(基本理念)

第3条 安全で安心なまちづくりは、地域の安全は地域で守るという意識のもと、犯罪及び交通事故を未然に防ぎ、安全で安心して暮らすことができる地域社会を築くために、市民等及び市がそれぞれの役割を果たしながら協働して、一体となって推進されなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、安全で安心なまちづくりについて理解を深め、日常生活における安全の確保に積極的に努めるとともに、自ら規範意識を高め、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に参加及び協力するよう努めるものとする。
- 3 市民は、自動車及び自転車等（以下「車両」という。）を運転するときは、交通法規を守り、歩行者及び他の車両の通行に注意して安全運転に努めるものとする。
- 4 市民は、徒歩により道路を通行するときは、交通法規を守り、交通事故を発生させないよう努めるものとする。

(地域活動団体の役割)

第5条 地域活動団体は、地域の安全に関する事業に積極的に取り組むとともに、市及び関係行

政機関と連携して、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

- 2 地域活動団体は、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に参加及び協力するよう努めるものとする。

(事業者等の役割)

第6条 事業者等は、安全で安心なまちづくりについて理解を深め、事業活動においては地域社会の一員として安全の確保に努めるとともに、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

- 2 事業者等は、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に参加及び協力するよう努めるものとする。
- 3 事業者等は、車両の点検及び整備を実施するとともに、交通法規の遵守を徹底し、安全運転の確保に努めるものとする。

(市の役割)

第7条 市は、安全で安心なまちづくりの推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施することにより、市民等と協働して安全で安心なまちづくりを推進するものとする。

- 2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、関係行政機関と緊密な連携を図るものとする。
- 3 市は、市民等が行う自主的な活動を促進するために必要な支援を行うものとする。

(推進体制の整備)

第8条 市は、安全で安心なまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、必要な事項について協議するための会議を設置するなど、市民等及び関係行政機関と協働して必要な体制を整備するものとする。

- 2 市は、安全で安心なまちづくりを推進するにあたっては、推進計画を策定し、市民等及び関係行政機関と協働して実施するものとする。

(情報の収集及び提供)

第9条 市は、安全で安心なまちづくりを適切かつ効果的に推進できるよう必要な情報を収集し、その情報を広報誌及びホームページその他これらに類するものにより提供するなど、市民等への広報活動及び啓発活動を実施するものとする。

- 2 市は、前項の情報のうち緊急を要する情報については、速やかに市民等に周知できるよう、関係行政機関と連携して取り組むものとする。

(児童等の安全の確保)

第10条 市は、学校等及び市民等と協働して、通学路及び公園その他これらに類する施設における児童等の安全の確保に努めるものとする。

- 2 市は、必要に応じ関係行政機関と連携を図り、児童等の安全の確保に努めるものとする。

(高齢者及び障害者の安全の確保)

第11条 市は、市民等と協働して、高齢者及び障害者が犯罪及び交通事故に遭わないよう、安全の確保に努めるものとする。

(消費者被害の防止)

第12条 市は、地域活動団体及び関係行政機関と連携して、市民が消費者被害に遭わないよう、必要な啓発活動を実施するとともに、相談体制の充実に努めるものとする。

(犯罪被害者等への支援)

第13条 市は、関係行政機関及び犯罪被害者等を支援する団体と連携して、犯罪被害者等からの相談に応じるとともに、情報の提供その他必要な支援に努めるものとする。

(生活環境の整備)

第14条 市は、犯罪を防止するため、防犯施設の整備に努めるものとする。

2 市は、交通事故を防止するため、交通安全施設の整備に努めるものとする。

(安全教育の充実)

第15条 市は、市民等と協働して、市民が正しい規範意識を持ち、安全な行動を実践し、犯罪及び交通事故に遭わないよう、安全教育の充実に努めるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会設置要綱

(設置)

第1条 恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例（平成21年条例第27号）第8条第1項の規定に基づき、安全で安心なまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 実行委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 安全で安心なまちづくりの推進に関すること。
- (2) 推進計画に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事項

(委員及び構成)

第3条 実行委員会は、次に掲げる者の中から委員を選出し構成する。

- (1) 関係行政機関に所属する者
- (2) 防犯及び交通安全に関する団体に所属する者
- (3) 地域に関する団体に所属する者
- (4) 事業所に関する団体に所属する者
- (5) 学校教育に関する団体に所属する者
- (6) 公募に応じた者

2 委員は、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 実行委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長が必要であると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報酬等)

第7条 委員には、報酬及び旅費等を支給しない。

(庶務)

第8条 実行委員会の庶務は、生活環境部生活安全課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月27日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会委員名簿

任期：平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

役 職	氏 名	所 属
委員長	原 田 裕	恵庭市
副委員長	鏡 貢	恵庭市交通安全運動推進委員会
委 員	鎌 田 久 男	千歳警察署
委 員	杉 本 徹	千歳警察署
委 員	江 口 幹 夫	恵庭市交通安全協会
委 員	山 形 孝	恵庭市防犯協会連合会
委 員	木 下 英 樹	恵庭市暴力追放運動推進協議会
委 員	戸 花 小夜子	恵庭消費者協会
委 員	下 原 干 城	恵庭市町内会連合会
委 員	亀 石 和 代	恵庭市老人クラブ連合会
委 員	後 藤 美 江	恵庭市地域女性連絡会
委 員	村 本 満 子	恵庭商工会議所
委 員	大 町 圭 司	恵庭市PTA連合会
委 員	福 田 幸 一	恵庭市小中学校長会
委 員	安 倍 典 子	恵庭北高等学校
委 員	小 林 俊 也	恵庭南高等学校

●交通安全確保に関する宣言（昭和37年5月11日）●

最近、交通事情の悪化に伴い事故による死傷者は日夜激増の一途をたどり大きな社会不安を生み出していることは、まことに憂慮に堪えない。

このような事態に対処して、関係当局が事故防止のための必要措置を適切果断に講ずることを強く要望するものであるが、われわれも明るい郷土恵庭市建設のため、全市民の総力を結集した運動を盛り上げ、交通道德の高揚と、交通事故の根絶を決意した。

ここに本市は、全市民の積極的な参加を得、一人ひとりの力強い協力により、あらゆる方策と手段を講じて市民の生命と身体の安全を確保することをここに決議し宣言する。

●防犯都市宣言（平成4年9月24日）●

犯罪のない安全で平和な生活を送ることは、市民の願いである。

しかしながら、複雑混迷化する社会情勢の変化に伴い、市民生活を侵害する犯罪は一向に減少する傾向が見られない。

このような情勢にあって21世紀に向けて希望と活力にあふれた恵庭市を築いていくためには、市民が一致協力して犯罪の防止、なかんずく青少年の非行の防止等に努め、平和で明るく住みよい都市の実現を決意し、ここに「防犯都市」を宣言する。

恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画

発行年月 平成28年4月
発 行 恵庭市
編 集 恵庭市 生活環境部 生活安全課
〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地
TEL 0123-33-3131 FAX 0123-33-3137
URL <http://www.city.eniwa.hokkaido.jp>
Mail seikatsuanzen@city.eniwa.hokkaido.jp